

自動車保有関係手続の現状とワンストップサービス化実現イメージ

出典：国土交通省

現行の申請

自動車保有関係手続は、以下の手順を踏む。

- ・申請に必要な「申請書類の取得」、「申請書の作成」
- ・申請のため「各関連機関への出頭」
 - 自動車保管場所証明書発行申請
 - 自動車検査登録申請
 - 自動車重量税納付
 - 自動車税、自動車取得税申告納付
 - 自賠責保険加入

申請者負担軽減の
推進が進められている

ワンストップ電子申請

申請者の関係行政機関各々への出頭等の負担の軽減が図られる

自動車保有手続に係る各種行政手続(検査、登録、保管場所証明、納税等)を電子的に1カ所、もしくは1回の手続で提供を可能とする

- 申請に伴う各機関への出頭の手間の軽減
- 申請書類作成負担の軽減
- 添付書類等取得等の負担軽減

出頭申請

電子申請

購入者

購入者

